

# 容量市場メインオークション募集要綱（案）の概要について

（対象実需給年度：2026年度）

2022年5月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）に向けた内容について、これまで本検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）において整理を進めてきた。
- 本日は、これまでの検討内容をもとに作成した「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）」、および「容量確保契約約款」の案について、主なポイントと意見募集の実施等について報告を行う。
- なお、国の審議会において、今般の電力需給のひっ迫等を受けた方策の必要性についても議論が行われた。容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、将来に必要となる供給力を確実に確保し安定供給を実現することを目的としていることから、容量市場に期待される機能・役割が果たされるかについて確認しながら進めていくことになる。

- 3月16日に福島沖を震源とする地震が発生し、地震等による発電所の停止や真冬並みの寒さによる需要の大幅な増大などにより電力需給がひっ迫するエリア・時間帯があり、今般の電力需給のひっ迫等を受けた各検討や見直しが議論されている。
- 今般の電力需給のひっ迫を受けた各検討や見直しは、一定の議論を経て方向性・合意を図られていくものと認識しており、検討の方向性が定まったものに関しては、適宜オークションへの反映について検討を行いながら進めていく。

### 容量市場の見直しと今般の電力需給のひっ迫等を受けた方策の必要性等について

- 地震等による発電所の停止や真冬並みの寒さによる需要の大幅な増大などにより、3月22日は東京電力及び東北電力管内の電力需給がひっ迫した。
- 容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足に対処するために、将来確実に稼働できる発電所を予め確保するための制度。その導入は2024年度であるところ、足下の需給状況は極めて厳しいことから、昨年度より高需要期の供給力の不足に対して供給力公募を実施している。しかしながら、今回の需給ひっ迫は、高需要期後の3月に発生したため、1月、2月を対象とした追加供給力対策を活用することができず、節電要請に至ることとなった。
- こうした供給力公募については、容量市場が導入される2024年度までの間、供給力不足への対策として講じられることになるが、実効性ある対策となるよう、現在、電力・ガス基本政策小委員会において検証が行われている。
- また、ロシア・ウクライナ情勢が緊迫化する中、ロシア産以外の燃料が世界中で取り合いになるなど、一層予断を許さない状況であり、エネルギーセキュリティや安定供給に対する懸念は、かつてないほどの高まりをみせている。
- こうした中、容量市場に対して、「容量市場が導入されれば、今回のような需給ひっ迫が防げるのか」を始めとして、安定供給の確保の観点から制度に対して多くの声が寄せられている。
- 容量市場については、初回メインオークションの結果を踏まえた見直しを行い、昨年10月に第2回メインオークションを実施。昨年12月より、次回メインオークションに向けた検討を行っている。
- 今回の需給ひっ迫等の状況を踏まえつつ、容量市場で手当てをしていくことやそれ以外の措置で手当てしていくこと等、今般の電力需給のひっ迫等を受けた方策の必要性等の課題を整理する必要があるのではないか。

第64回制度検討  
作業部会資料より

- 今般の電力需給のひっ迫等で明らかになった課題や、需要想定の内り方等についても議論が行われた。

第64回制度検討  
作業部会資料より

## 今般の電力需給のひっ迫等で明らかになった課題

### (需要)

- 今回の需給ひっ迫時は、3月としては異例の高水準であったが、こうした事象は需要想定にどのように織り込まれているのか。
- インセンティブ型のDRにより需要抑制を進めるべきではないか。

### (供給)

- 今回の需給ひっ迫は、高需要期後の3月に発生したが、こうした高需要期以外の供給力や、今般の地震といった自然災害を起因とするような大規模な電源脱落リスクについて、容量市場ではどのように評価しているのか。
- 脱炭素化への対応と経営効率化を同時に進めなければならない状況下において、現行の容量市場の価格水準で供給力の維持が可能となっているのか。
- ロシア・ウクライナ情勢が緊迫化しており、燃料調達に係るリスクが高まっているが、燃料制約に至ると供給力も減少する。こうした供給力減少リスクに関しても、供給力確保に係る手当としてどのように織り込んでいくべきか。
- 需給ひっ迫や電源の過度な退出を防ぐ観点から、容量提供事業者に対して課せられるリクワイアメント及びペナルティは妥当なものとなっているか。
- 需給ひっ迫に対応するには、石油火力を含め休止電源を維持・活用することが効果的ではないか。  
(事業者間の役割)
- 小売事業者は供給力確保義務を履行するために、容量拠出金を負担することとなっているが、燃料調達に係るリスクを含め発電事業者による供給力の確実な供出の観点から、事業者間の役割分担について見直す点があるか。

7

## (参考) 論点① 需要想定の内り方

第47回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年4月12日)資料3-4

- 昨秋の需給検証において、東京電力管内の3月の想定最大需要については、10年に一度の厳しい寒さを想定して4,646万kWとしていたが、3月22日の想定最大需要(前日21日時点)は、東日本大震災以降最大となる4,840万kWとなった。  
※需給ひっ迫警報の発令等により大幅な節電が行われた結果、当日の最大需要実績は4,534万kW
- 今冬を振り返ると、昨秋の需給検証において想定した最大需要を全国5エリアで上回った。昨冬は、全国7エリアで想定最大需要を上回っており、2年続けて全国の半数以上のエリアで需給検証時の想定最大需要を上回っている。
- こうした状況について、どのように考えるか。2年連続して想定を上回る最大需要を多くのエリアで記録していることを踏まえると、地震の影響や悪天候と厳しい寒さといった一時的な要因のみならず、構造的な要因も影響していると考えられないか。
- 例えば、ここ2年余り、コロナの影響により国民生活の内り方が変化し、厳しい暑さや寒さの中でも部屋の換気を徹底したり、テレワークにより働く場所が多様化したりしていることの影響をどのように考えるか。また、家庭用太陽光が増加を続ける中で、太陽光発電の自家消費分が家庭の需要動向に与える影響について、どのように考えるか。
- その他、電力の需要動向に与える構造的な要因として、どのようなことが考えられるか。

8

■ 想定最大需要電力を超える電力需要の増大や、社会構造変化に伴う電力需要への影響について等についても議論が行われた。

第64回制度検討  
作業部会資料より

【参考】想定最大需要電力を超える電力需要の増大

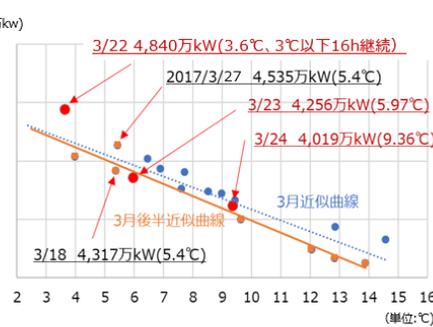
第47回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年4月12日)資料3-4

- 過去2年、10年に1度の厳しい天候（極寒・極暑）を想定した最大電力需要を上回るケースが増加。特に、冬季においては、2020年度は全国7エリア、2021年度は4エリアで想定最大需要を上回った。全体としては、2.5%程度の増加傾向（冬季）。
- 3月22日の東京エリアでは、低気温となる時間が2008年以降で最も長く継続した結果(3℃以下が16時間継続)、主に暖房の出力が高まり、従来の気温との相関性以上に、電力需要が増大した可能性。

＜冬季の最大需要電力の推移＞

エリア	2018	2019	2020	2021	年間平均変化率
北海道	542	516	541	501	-1.9%
東北	1,367	1,380	1,480	1,483	3.1%
東京	4,918	5,042	5,094	5,374	2.8%
中部	2,345	2,266	2,409	2,448	1.9%
北陸	503	512	534	541	2.6%
関西	2,432	2,414	2,595	2,540	2.0%
中国	999	1,027	1,124	1,045	2.2%
四国	448	439	507	470	2.9%
九州	1,336	1,393	1,606	1,466	4.2%
沖縄	115	100	119	100	-2.4%
全体平均					2.5%

＜最大需要電力と気温の相関性＞



※1 回線直線から年間変化率を求め、5年間の最大需要電力の平均値で割ったもの。  
※2 来書きが想定最大需要を上回ったもの。 出典:これまでの需給逼迫検証結果から作成

出典:東京電力PGのデータの一部(2009年データ)を追記

【参考】社会構造変化に伴う電力需要への影響について

第47回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年4月12日)資料3-4

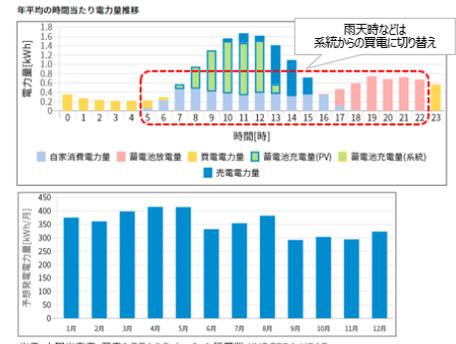
- コロナに伴う緊急事態宣言解除(2021年10月1日)の後、社会構造変化として、テレワーク者が増加する一方、一定の者がオフィスに戻り、家庭用の電力需要が増加し、商業用及び産業用の需要が戻り、全体として電力需要が増加している可能性。
- FIT終了後の投資回収が済んだ安価な電力について、蓄電池等を活用しながら自家消費に活用するサービスが将来的にも拡大する中、従来より晴雨時の電力需要の差が拡大する可能性。
- アグリゲーター等の事業多様化、電化やデータセンターなど新たな需要変化を考慮していく必要。

＜コロナ禍前後における全国の電力需要実績の比較＞

	9月	10月	11月	12月
特別高圧	20,112,375	19,669,816	18,468,391	18,394,826
2021年	19,195,490	19,048,065	18,312,140	18,448,421
2019年比	-4.6%	-3.2%	-0.8%	+0.3%
高圧	28,183,016	25,314,930	23,310,694	24,385,445
2021年	26,027,422	24,056,562	23,087,947	24,520,775
2019年比	-7.6%	-5.0%	-1.0%	+0.6%
低圧	25,619,889	21,640,241	21,754,675	25,621,318
2021年	24,767,642	20,921,339	21,958,996	26,410,911
2019年比	-3.3%	-3.3%	+0.9%	+3.1%

※2020/1/20に国内初の感染音を確認  
※2021/10/1に19都道府県の緊急事態宣言等を解除 出典:電力調査統計より作成

＜太陽光・蓄電システムによる住宅の電力需給シミュレーション＞



- 需要最大期以外への備えや、稀頻度リスク、容量市場における計画停止の扱い等についても議論が行われた。

第64回制度検討  
作業部会資料より

## (参考) 論点② 需要最大期以外への備え

第47回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年4月12日)資料3-4

- 従来、夏冬の電力需給対策においては、需要が最大となる7・8月や1・2月に合わせて供給力を最大限確保するべく、発電所や地域間連系線の補修点検をできる限り春や秋に行うよう調整が行われてきた。
- 特に、昨年来、火力の休廃止等により供給力の不足が顕著となる中で、今冬に向けては、1年近く前から電力広域機関を中心に精力的に補修点検の調整が行われてきたところである。
- また、例年、3月は冬の需要最大期を過ぎることから、厳寒の需要最大時に一般送配電事業者の要請に応じて需要を抑制する電源 I タッシュは、契約期間を12～2月としてきた。同様の趣旨から、今冬初めて実施したkW公募においても、公募電源の稼働期間を2月末までとしている。
- こうした中で、今冬、3月下旬に需給ひっ迫が生じ、大規模な節電要請に至ったことについて、どのように考えるか。
- 仮に、需要が最大となる7・8月や1・2月以外にも従来以上に十分な供給力を確保しようとする場合、どのような対応が考えられるか。その場合、これまでに比べて追加的なコストが生じることについて、どのように考えるか。

16

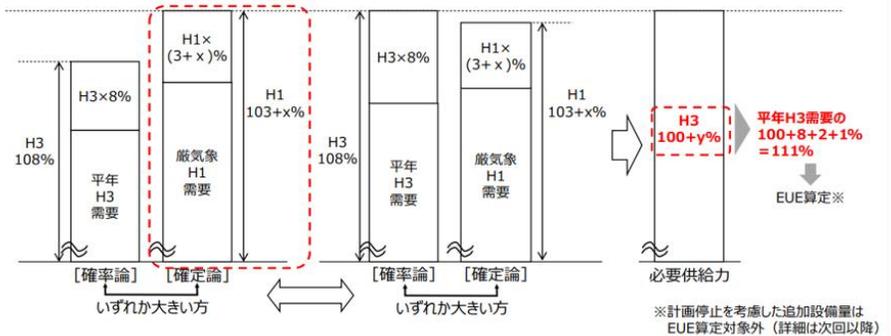
## (参考) 稀頻度リスクについて

第4回(2019年3月15日)  
電力レジリエンス等に関する小委員会

### 4 稀頻度リスク対応を考慮した必要供給力

62

- 「②-1 厳気象対応の見直し」で示したように、容量市場開設後の全国での必要供給力については、厳気象対応分を考慮すると、「厳気象需要での予備率3%」が「平年H3需要での予備率8%」を上回る評価となる。
- したがって、アデカシーの観点から、稀頻度リスク分も考慮し、必要供給力は「厳気象需要での予備率3+x%」と整理することとなるのではないかと。
- ここで、稀頻度リスクに対応するために必要とする供給力「x」は、厳気象需要における「N-1脱落リスク」を想定することとし、1%程度と評価することだろうか。
- 設備形成の観点から、これまでとの整合性を考慮し、平年H3需要に対する割合として評価すると、今回の試算では必要供給力は「平年H3需要×(100+8+2[厳気象対応]+1[稀頻度リスク対応])%」となり、まず、これに対応する「需要1kWあたりのEUE」を算定することだろうか。



19

- 容量市場導入後における供給能力確保義務の考え方や、約定価格の変動、休止電源を活用した需給ひっ迫対応策、戦略的予備力について等についても議論が行われた。

第64回制度検討  
作業部会資料より

## 休止電源を活用した需給ひっ迫対応策

- 需給の構造が変化していく中で、大幅な電源脱落や需要の急激な伸びなどの大きな状況変化への対応策として、容量市場において想定されていない以下のような事象に対応する方策も必要と考えられるのではないか。
  - (1) 想定が困難な需要への対応  
気候の変化による需要の変動については想定需要に織り込まれているが、コロナによる生活変化、テレワークによる働く場所の多様化、電化の進展などについては、現時点において適切にその需要を評価することが困難と考えられる。
  - (2) 大規模な電源脱落  
各エリアの最大電源の脱落については、稀頻度リスクに含まれているが、今回の福島沖地震のような1エリアで数百万規模の電源脱落は想定されていない。
  - (3) 想定外の電源退出  
容量市場においては電源の退出を想定していないが、想定外の電源退出が進み、実需給年度に供給力が不足した場合に追加供給力対策の対象となる一定規模の電源が必要ではないか。
- 具体的には、1年程度の短期間で再稼働が可能な休止電源をリザーブしておき、供給力が不足する見通しとなる場合に立ち上げることを可能とする枠組みを容量市場を補完する位置づけとして検討してはどうか。

22

## (参考) 戦略的予備力について

- 戦略的予備力は緊急時に稼働させる予備力としての電源を事前に確保しておく制度。緊急時以外は市場に投入されない。
- 戦略的予備力に指定されなかった電源は固定費が回収できず、退出が進んでしまうため、その範囲を徐々に広げていかなければならないということが指摘されている。

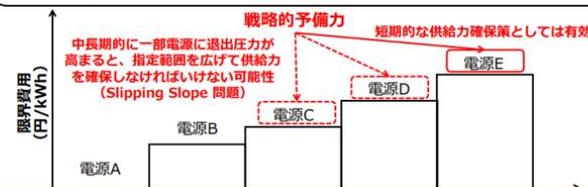
### (参考) 戦略的予備力に対する評価

第2回市場整備WG  
(2016.10.31) 資料1

- 戦略的予備力に指定された電源については、稼働に制限が課せられるものの、固定費に対する一定の支払いがなされる。他方で、指定されていない電源は、収益が得られる仕組みは変わらない。
- そのため、戦略的予備力は、短期的に必要な供給力を確保する施策としては一定の効果が見込めるものの、指定されない電源の見込みが低く留まる可能性があるため、中長期的な供給力確保策としては、他のメカニズムの方が適切である可能性が、IEAの報告書等でも指摘されている。

#### 戦略的予備力が抱える課題(Slipping Slope問題)

戦略的予備力は、容量不足に備えて追加的な容量を確保することで、要求された供給信頼度を確保することを可能とするが、戦略的予備力を採用することは、指定されなかった電源が閉鎖するリスクは許容することとなる。これは、供給信頼度を確保するために、戦略的予備力として指定すべき電源が段階的に増加する問題(Slipping Slope問題)を引き起こす可能性がある(IEA Repowering Marketより一部抜粋)



20

23

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

- 本検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）においてこれまで整理を進めてきた内容について、2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）の募集要綱（案）、および約款（案）へ反映を行った。

- 「容量市場メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」を含めて、容量市場に関連する文書の概要は以下となる。

関連文書等		概要	
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場 メインオークション 募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 (様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2) 期待容量等算定諸元一覧 (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書</li> </ul>
		その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等</li> </ul>
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li> </ul>
		容量確保契約約款	
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加登録申請の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載</li> </ul>
		実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	<ul style="list-style-type: none"> <li>余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等差替の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等リストの登録および実効性テストに係る手続きについて記載</li> </ul>
		容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の提出および調整に係る手続き、容量確保契約金額の減額の手続きについて記載</li> </ul>
容量市場 システム マニュアル※3	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛出金編、等</li> </ul>	
	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載</li> </ul>	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

#### ①2022年度オークションに向けた検討内容の反映箇所

#### 2022年度オークションに向けた検討

#### 募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

##### ■ 発動指令電源の募集量等

- 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。  
(メインオークション4%+追加オークション1%)
- 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。
- 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。

第6章 落札電源および約定価格の決定方法  
1.落札電源の決定方法（1）エ

なし

##### ■ 経過措置の扱い

- オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととする。
- 約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする。

第7章 契約条件  
2.容量確保契約金額の算出に関する経過措置（1）

附則（2021年7月1日）  
第2条1.～4. および第3条①

##### ■ 監視の対象について

- 「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。
- 「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。

第5章 応札方法  
1.応札方法（1）3）

なし

##### ■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について

- 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。

第3章 募集概要  
3.募集内容（5）エ、および（6）イ  
第4章 参加登録  
3.電源等情報の登録（3）

なし

##### ■ ノンファーム型接続電源の参加について

- 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。

第3章 募集概要  
3.募集内容（5）カ（オ）

なし

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

#### ②発動指令電源の募集量等（1 / 4）

##### 2022年度オークションに向けた検討

##### ■ 発動指令電源の募集量等

- ▶ 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。  
（メインオークション4%+追加オークション1%）
- ▶ 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。
- ▶ 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。

##### 募集要綱・約款への反映内容

- メインオークションにおける発動指令電源の応札上限容量、約定方法の表記を変更【募集要綱】
- 調整係数の公表時期について、メインオークションの約定結果公表日に公表することを記載【募集要綱】

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ②発動指令電源の募集量等（2 / 4）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

1. 落札電源の決定方法  
(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源については、メインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。

なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a～cの順で同一価格の応札の約定処理を行います。

a. エリア需要の3%を超過していないエリア  
(※)は全て約定

b. エリア需要の3%を超過しているエリア  
(※)は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配

c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定

※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける**応札**上限容量を定め別途公表いたします。

なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。

※発動指令電源の調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量と追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①～③の順で応札の受付期間後に算定を行います。

①全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)

②各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします

③各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)

※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける**応札**上限容量を超過し、かつ当該**応札**上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a～bの順で同一価格の調整係数反映前の**応札**容量を確認します。

a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て対象とする

b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する

※2 発動指令電源の全国の**応札**容量が**応札**上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の**応札**が複数ある場合は、その同一価格の**応札**すべてを含めます

※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません

発動指令電源の**応札**容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の**落札**電源を決定します。

発動指令電源の**応札**容量の合計がメインオークションにおける**応札**上限容量を超過し、かつ当該**応札**上限容量を超える点において、同一価格の**応札**が複数存在する場合は以下a～bの順で同一価格の**応札**の約定処理を行います。

a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て**落札**電源とする

b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ**落札**可能な容量を分配し、当該エリアの同一価格の**応札**の**落札**電源を**落札**可能な容量に基づいてランダムに決定する

## ②発動指令電源の募集量等（3 / 4）

第64回制度検討  
作業部会資料より

### 発動指令電源の募集量等について（調整係数の設定方法）

- 現行の募集量から増加させる場合には、調整係数の設定方法についても検討が必要となるが、容量市場の在り方等に関する検討会における検討を踏まえると、以下の案が考えられる。  
案 a：想定導入量の上限を5%と設定<sup>※1</sup>し、調整係数を事前に公表する  
案 b：想定導入量の上限を5%と設定<sup>※2</sup>し、調整係数は事後的に算定する  
案 c：上限を設定せず<sup>※2</sup>、調整係数は事後的に算定する  
※1 設定方法は、メインオークションでの導入量は4%とし（上限に達しなかった場合には他の電源区分の電源を調達）、追加オークションでは1%を上限として確保する。  
※2 追加オークションの導入量を1%と設定した上で、メインオークションの全国市場での導入量に1%を加えた調整係数を用いる方法が考えられる。例えば、メインオークションの導入量が3.6%の場合、4.6%（3.6% + 1%）の調整係数を算定する。
- 調整係数を事前に設定する場合には、想定導入量を下回る場合に過度な調整係数が設定されることも想定される。そのため、想定導入量の上限を5%とした上で、調整係数は事後的に算定すること（案2、案b）としてはどうか。

41

### （参考）発動指令電源の募集量について

2022年2月 第61回制度検討作業部会

- 第2回メインオークションの約定結果においては、発動指令電源の調達量上限であるH3需要の3%（475万kW）を超過する566万kWの応札があった。
- 今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待されるDRを含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促すことが望ましいと考えられるが、DRの促進と供給信頼度のバランスについて、以下の点も踏まえて検討する必要がある。
  - ① 調整係数の在り方  
一定の募集量を超える場合には、供給信頼度を確保する観点からは調整係数の設定が必要。
  - ② 想定導入量  
調整係数を事前に決定する場合は、導入量も事前に想定する必要
  - ③ 発動指令電源の能力  
実効性テストや実需給の運用を迎えていない状況で、募集量を増加させるべきか。
  - ④ 追加オークションにおける調達  
メインオークションと追加オークションの配分、追加オークションの実施の在り方をどのように考えるか。
  - ⑤ 同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理  
同一価格の応札で調達量上限を超えた場合の約定処理について。

42

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ②発動指令電源の募集量等（4 / 4）

第37回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

第65回制度検討  
作業部会資料より

### 4. 発動指令電源の信頼度評価について

14

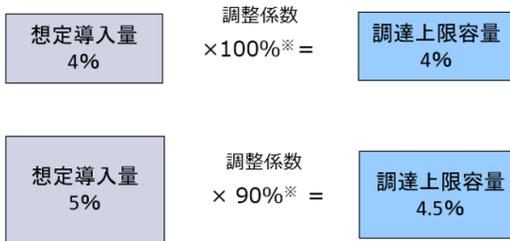
#### ③想定導入量と調達量の関係について

- 容量市場で調達する供給力において、調達量（kW価値、期待容量）は、調整係数が設定される電源については、**導入量に調整係数を乗じた値**となる。
- 想定導入量を増加させた場合、調整係数が100%未満となることで導入量と調達量（kW価値、期待容量）が等価とならないことがある。

<調達量（kW価値、期待容量）>

$$\text{調達量} = \text{導入量} \times \text{調整係数}$$

<想定導入量と調達上限容量のイメージ>



第33回容量市場  
の在り方等に関する  
検討会資料より

※調整係数はイメージ

### 発動指令電源の募集量等について（調整係数の公表）

- 前回の本作業部会では、発動指令電源の導入量全体の上限を5%に拡充し、調整係数については、事後的に算定する案について概ねご賛同いただきご意見をいただいた。
- 一方で、調整係数については、事前に目安を示すことで予見性が高まるのではないかとご意見をいただいた。
- そのため、調整係数については、各エリアで発動指令電源が、5%が導入された場合の数値について、事前に参考として公表することとしてはどうか。
- なお、各エリアの導入量は5%となるとは限らないため、公表する数値はあくまで参考という位置づけになることに留意が必要である。

## ③経過措置の扱い（1 / 8）

### 2022年度オークションに向けた検討

#### ■経過措置の扱い

- オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととする。  
（エリアプライスがNetCONEの半分以下の場合には、そのエリアで約定した電源等は経過措置を適用しない対象となるが、約定価格がマルチプライスの場合には、その約定価格に応じて適用するか判断される。）
- 約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする。

### 募集要綱・約款への反映内容

- メインオークションの約定価格がNetCONEの半分以下になった場合は、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」の両方を控除適用対象外とすることを記載【募集要綱・約款】
- 約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、経過措置による控除額を調整することを記載【募集要綱・約款】

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（2 / 8）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第7章 契約条件

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

- 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
  - (1) 安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。
  - ア 2010年度末までに建設された電源（略）
  - イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源（略）



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

- 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
  - (1) 安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。
  - ア 2010年度末までに建設された電源（略）
  - イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源（略）

ただし、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%以下となった場合は、上記アおよびイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%（※）を超えており、かつ上記アおよびイの経過措置を適用した際に、同指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※（同指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（3 / 8）

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、メインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
＝ 契約単価<sup>※1</sup> × 契約容量 × (1 - 経過措置控除係数) <sup>※2</sup>

経過措置控除係数  
＝ 電源等の経過年数に応じた控除額係数  
× 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数  
＝ (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※1：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、~~メイン~~オークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額<sup>※</sup>  
＝ 個々の電源の約定価格 × 契約容量  
× (1 - 経過措置控除係数) <sup>※2</sup>

経過措置控除係数  
＝ 電源等の経過年数に応じた控除額係数  
× 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数  
＝ (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

~~※1：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの~~

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（4 / 8）

### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

実需給期間が2025年度	・・・	7.5%
実需給期間が2026年度	・・・	6.0%
実需給期間が2027年度	・・・	4.5%
実需給期間が2028年度	・・・	3.0%
実需給期間が2029年度	・・・	1.5%

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

実需給期間が2025年度	・・・	82.0%
実需給期間が2026年度	・・・	85.6%
実需給期間が2027年度	・・・	89.2%
実需給期間が2028年度	・・・	92.8%
実需給期間が2029年度	・・・	96.4%



【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

(略)

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除額係数は100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

(略)

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（5 / 8）

### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価<sup>※1</sup> × 契約容量

－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額<sup>※2</sup>

－第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ<sup>※3</sup>

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※3：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価<sup>※1</sup> × 契約容量

－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額<sup>※2</sup>

－第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ<sup>※2</sup>

※1：（略）

~~※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て~~

※2：（略）

なお、対象実需給期間が2026年度以降の容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額については、個々の電源の約定価格に経過措置を適用することによりオークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

≧ { (個々の電源の約定価格－オークションの指標価格の50%<sup>※1</sup>) × 契約容量 } の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額<sup>※2</sup>

= (個々の電源の約定価格－オークションの指標価格の50%<sup>※1</sup>) × 契約容量

※1：（オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（6 / 8）

### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）

【約款】

<変更前>

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ  
(略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ  
(略)

i 追加設備量を利用する場合

契約単価 × (契約容量 × 経過措置控除係数)  
× 0.3%/日 × 調整不調の日数

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価 × (契約容量 × 経過措置控除係数)  
× 0.6%/日 × 調整不調の日数

【約款】

<変更後>

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ  
(略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ  
(略)

i 追加設備量を利用する場合

(契約単価 × 契約容量 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)  
× 0.3%/日 × 調整不調の日数

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(契約単価 × 契約容量 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)  
× 0.6%/日 × 調整不調の日数



## ③経過措置の扱い（7 / 8）

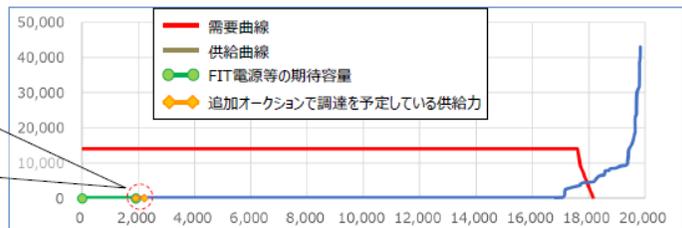
第64回制度検討  
作業部会資料より

### 経過措置の扱いについて

- 経過措置については、小売事業環境の激変緩和の観点から導入された。また、初回のメインオークションを踏まえて、経過措置の見直しが行われ、第2回のメインオークションが行われた。
- 一方で、第2回のメインオークションにおける約定価格は、初回のメインオークションと比較して低下しており、約定価格が低い水準となった場合にも経過措置を適用することは、過度に電源の収益を毀損するといったご意見もいただいている。
- 第2回メインオークションにおいて、入札行動に与えた影響を考慮することは困難であるが、初回オークションを踏まえた見直しにおいて、追加オークションへの調達量の一部先送りによって約定価格を引き下げる効果があったとも考えられる。
- 第2回メインオークションにおいて、全国の約定処理の段階における価格は4,573円/kW。メインオークションの供給曲線に織り込まれた2%（追加オークションで調達を予定している供給力）がなかった場合の全国の約定処理の段階における価格は5,824円/kWである。

<2021年度実施 容量市場メインオークションの供給曲線（スムージング処理後）>

供給曲線が同じと仮定すると、2%分がなかった場合、供給曲線が左にスライドすることで、需要曲線と供給曲線の交点は1,251円/kW高い価格となる。



### 経過措置の扱いについて

- 初回オークションを踏まえた見直しにおいては、約定価格を引き下げる効果があると考えられる見直しも踏まえた上で、減額規模の検討を行ってきた。その中で、約定価格が低い水準となった場合には、経過措置を適用しないといった対応も検討することとしていた。
- 第2回メインオークションの結果では、調達量を2%減少させる見直しにより、価格低下の影響が21%程度あったとも考えられるが、さらに経過措置により約20%の減額が行われた。
- 約定価格が低い水準の場合にも経過措置を適用するかどうかについては、小売事業環境の激変緩和の観点と発電事業者の事業の予見性の観点とのバランスを考慮すべきと考えられ、約定価格が一定の価格以下となる場合には経過措置を適用しない対応も考えられる。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分以下になった場合※には経過措置を適用しないこととはどうか。

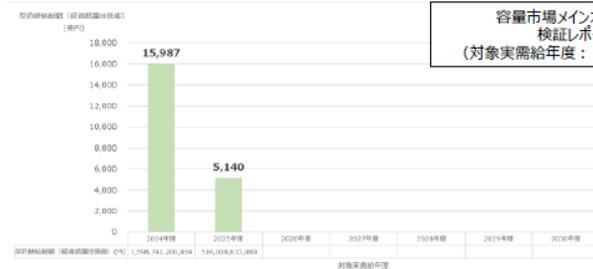


図1-6 契約締結総額（経過措置控除後）

※エリアプライスがNetCONEの半分以下の場合に、そのエリアで約定した電源等が適用しない対象となる。

## ③経過措置の扱い（8 / 8）

第65回制度検討  
作業部会資料より

### 経過措置について

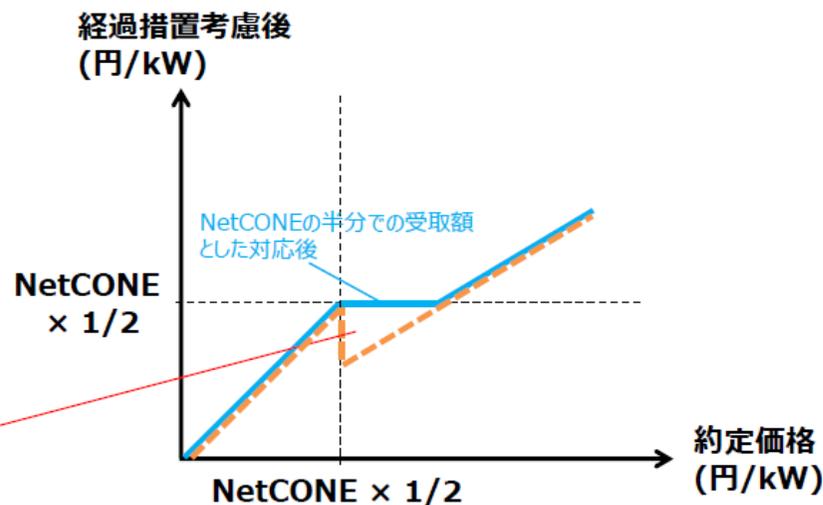
- 前回の本作業部会では、約定価格がNetCONEの半分以下になった場合には経過措置を適用しない案についてご議論いただいた。
- 概ね事務局案の方向性にご賛同いただくご意見をいただいた一方、NetCONEの半分近傍では受取額が逆転することについてご指摘をいただいた。
- 例えば、NetCONEの半分より約定価格が高かった場合には経過措置が適用されるが、NetCONEの半分以下で約定し、経過措置が適用されない場合よりも、事業者の受取金額が小さくなることもある。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とすることとしてはどうか。

#### 【受取額のイメージ】

経過措置には、以下の二つがあり、①のみ適用される場合、②のみ適用される場合、①②の両方が適用される場合があるため、図はそのうちの一つのイメージを示したものである。

- ① 電源等の経過年数に応じた減額  
(実需給2026年度向け：6%)
- ② 入札内容に応じた減額  
(実需給2026年度向け：14.4%)

例えば、①②の両方が適用される場合については、約定価格が約4,700円/kWから約5,800円/kW※の間で受取額が逆転する。  
※ NetCONEを9,372円/kW（2025年度向けメインオークションの値）とした場合の試算



※ エリアプライスがNetCONEの半分以下の場合には、そのエリアで約定した電源等は経過措置を適用しない対象となるが、約定価格がマルチプライスの場合には、その約定価格に応じて適用するか判断される。  
※ NetCONEの50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨てる。

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

#### ④監視の対象について（1 / 3）

##### 2022年度オークションに向けた検討

##### ■ 監視の対象について

- 「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。
- 「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。



##### 募集要綱・約款への反映内容

- 監視対象となる「市場支配力を有する事業者」の定義について、500万kW以上の発電規模を有する事業者と記載している箇所に、ただし書きで500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて監視の対象となる旨を記載【募集要綱】

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ④監視の対象について（2 / 3）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第5章 応札方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 1. 応札方法

(1 3) 容量市場において市場支配力を有する事業者（※1）が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格（※2）を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあると判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。

※1：実需給年度が2025年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。

※2：前年度のメインオークションにおける指標価格とする。

#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 1. 応札方法

(1 3) 容量市場において市場支配力を有する事業者（※1）が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格（※2）を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定（※3）し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあると判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。

※1：実需給年度が2026年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。

※2：前年度のメインオークションにおける指標価格とする。

※3：500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする場合があります。

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ④監視の対象について（3 / 3）

第64回制度検討  
作業部会資料より

### 監視の対象について

- 監視の対象について、前年度の入札結果に基づく PSI 評価によって、市場支配力を有する事業者の判定を行うことと整理されていた。
- 2024年度、2025年度のオークション結果において、落札しなかった電源等の期待容量は、それぞれ、433万kWと1,191万kWであり、PSI評価を用いると、この容量を超える電源等を保有する事業者が市場支配力を有する事業者になると考えられる。
- 一方で、前年度の実績で判断することとした場合には、落札しなかった電源等の容量に応じて、監視の対象が大きく変動することになり、実際のオークション結果において、市場支配力を有すると判断される事業者が監視対象とならない可能性がある。
- そのため、一定の基準として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とすることとしてはどうか。
- なお、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象にすることを検討することとしてはどうか。

64

### （参考）市場支配的事業者の定義について

2021年3月 第47回制度検討作業部会

#### （0）市場支配的事業者

- 市場支配的事業者については、前年度の入札結果に基づく PSI 評価によって、市場支配的事業者の判定を行うことと整理されていた。
- PSI評価の詳細が未整理な中で、来年度のオークションに向けては、容量市場の制度の全体的な見直しが進められており、PSI評価の方法そのものにも影響するような見直しも考えられる。
- そのため、来年度オークションにおいても、初回オークションと同様に市場支配的事業者を判断することとしてはどうか。  
\* 500万kW以上の発電規模を有する事業者が該当

65

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

#### ⑤ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）（1 / 5）

##### 2022年度オークションに向けた検討

##### ■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について

- 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。

##### 募集要綱・約款への反映内容

- 「第3章3. 募集内容」、「第4章3. 電源等情報の登録」に、1地点複数応札の内容を記載【募集要綱】

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑤ 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）（2 / 5）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第3章 募集概要

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

エ 1 計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

エ 1 計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。

※ただし安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源としても登録可能です。

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑤ 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）（3 / 5）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第3章 募集概要

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 募集内容

##### (6) 応札単位

- イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 募集内容

##### (6) 応札単位

- イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

また、安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑤ 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）（4 / 5）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第4章 参加登録

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 電源等情報の登録

- (3) 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 電源等情報の登録

- (3) 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

ただし、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

なお、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録を行う際には、安定電源または発動指令電源として当該電源の電源等情報の登録を行う容量提供事業者に対して、本機関が当該電源の発電実績等の提出を求める場合があります。

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑤ 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）（5 / 5）

第62回制度検討  
作業部会資料より

### 1 地点複数応札を可能とする場合の考え方

- 1地点で複数応札した場合において、約定した電源等がそれぞれ提供した供給力をどのように確認するかが課題となるが、一定の評価が可能な組み合わせとして、まずは、安定電源と発動指令電源の組合せについて検討が行われた。
- 安定電源と発動指令電源の組合せにおいては、それぞれ1つずつとなる2つの応札の場合、安定電源が契約容量まで供給力を提供してもなお需給ひっ迫となる場合に、発動指令電源の供給力が提供される位置づけと考え、安定電源の契約分を先取りすることとし、発動指令電源のベースラインを安定電源の契約容量値とすることで、一定の評価を行うことができると整理が行われた。

2021年11月 第34回容量市場  
の在り方等に関する検討会

#### 2. 1 地点複数応札の考え方の方向性 ③ 1 地点複数応札可能なパターン

- 計量値を複数の応札に分けることを考えた場合、**安定電源-発動指令電源の組合せは、需給ひっ迫時には、双方ともに供給力を提供し実績値でアセスメントすることから、供給力が提供されたことについて一定の評価が可能と考えられるのではないかと。**
- 一方で、**発動電源は、自然影響等により出力変動するため、組合せた場合に合理的な実績値評価を行うことは難しいのではないか。**また、発動電源はアセスメントにおいて契約容量を提供する必要がないため、付け替えなどの恣意的な配分を排除できないこととなる。
- まずは、**安定電源-発動指令電源の組合せについて検討を深めてはどうか。**

パターン	安定電源 発動指令電源	安定電源 発動電源	発動電源 発動指令電源	安定電源 発動指令電源
具体例	・需要実(安定)+DR など	・火力+非FIT など	・非FIT+蓄電池+DR など	・火力+DR+非FIT など
アセスメントの観点からの評価	・需要実、発動指令電源は基本的に発動できないため、計量値が安定電源のみが実績値として評価可能 ・非FIT+DR時は、 <b>火力と蓄電池の供給力実績値を実績値でアセスメントする</b> ことが、配分方法を適切に定めた上で一定の評価が可能	・発動電源は、自然変動等により出力が変動するため、組み合わせ内での合理的な実績値評価が困難 ・安定電源の実績値が契約容量以上となる場合、アセスメントにおいては、契約容量以上の部分は提供しないこととする。組合せの性質上供給力不足の可能性がある ・発動電源-発動指令電源の組み合わせにおいては、自然変動や操業計画などにより、契約容量を超えて出力が提供される可能性があるが、おおよそ影響を及ぼさず、より正しい実績値の評価が可能		

#### 2. 1 地点複数応札の考え方の方向性 ④ 1 地点複数応札（安定電源-発動指令電源）のアセスメント方法

- 安定電源-発動指令電源の組合せで、それぞれ1つずつとなる2つの応札の場合は、安定電源が契約容量まで供給力を提供してもなお需給ひっ迫となる場合に、発動指令電源の供給力が提供される位置づけと考え、**安定電源の契約分を先取りすることとし、発動指令電源のベースラインを安定電源の契約容量値とすることで、一定の評価を行うことができると考えることが可能ではないかと。**

アセスメント方法	発動指令電源と安定電源による評価	安定電源契約分を先取り	発動指令電源契約分を先取り	容量提供事業者による配分
概要	・部分買切/総額に、1地点の需給ひっ迫を事業者にて対応 ・分割した発動指令電源のベースラインを、1地点の計量値を振り分け ○発動指令電源が契約容量を超えていることで、安定電源の供給力不足を必要とする必要 ×1つずつの需給ひっ迫、発動指令電源の1つ1つ単位を任意に変更することが可能	△安定電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 △発動指令電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 ○ベネフィットの多寡による差は発生しない	△安定電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 △発動指令電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 ○ベネフィットの多寡による差は発生しない	×発動指令電源は、5アセスメントは不可 ×ベネフィットの多寡により、計量値を任意に配分することは可能
評価	○発動指令電源の契約容量を超えていることで、安定電源の供給力不足を必要とする必要 ×1つずつの需給ひっ迫、発動指令電源の1つ1つ単位を任意に変更することが可能	△安定電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 △発動指令電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 ○ベネフィットの多寡による差は発生しない	△安定電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 △発動指令電源の契約容量を超えて、発動指令電源の供給力不足を必要とする必要 ○ベネフィットの多寡による差は発生しない	×発動指令電源は、5アセスメントは不可 ×ベネフィットの多寡により、計量値を任意に配分することは可能

### 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について

- 容量市場の在り方等に関する検討会における議論も踏まえて、「安定電源」と「発動指令電源」の組合せにおいて、1地点複数応札を可能とすることとしてはどうか。
- また、可能な範囲で早く始めるのが望ましいと考えられるが、容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後が生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられる。
- そのため、事業者間の公平性と周知期間等を考慮した上で、適用の時期を検討することとしてはどうか。
- また、必要に応じて、今回の整理について検証ができるように、例えば、本件の対象となるような電源等の登録を行う際に、詳細な情報を提出いただくこととしてはどうか。

### 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

#### ⑥ ノンファーム型接続電源（1 / 3）

##### 2022年度オークションに向けた検討

- ノンファーム型接続電源の参加について
  - 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。



##### 募集要綱・約款への反映内容

- 「第3章3. 募集内容」に、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源の参加について記載【募集要綱】

# 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑥ ノンファーム型接続電源（2 / 3）

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第3章 募集概要

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 募集内容

- (5) カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。  
(該当する場合、電源等情報の登録は不可)  
(略)

(オ) 試行ノンファーム型接続適用電源



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 募集内容

- (5) カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。  
(該当する場合、電源等情報の登録は不可)  
(略)

(オ) 試行ノンファーム型接続適用電源

なお、基幹システムでノンファーム型接続が適用される電源は登録可能です。

#### ⑥ノンファーム型接続電源（3 / 3）

第62回制度検討  
作業部会資料より

#### 系統利用ルールの見直しに伴う容量市場への影響について

- 2022年末頃に基幹系統で再給電方式（調整電源の活用）の開始が予定され、原則ファーム型接続・ノンファーム型接続という電源の扱いに関わらず、実需給断面でS+3Eを踏まえながらメリットオーダーに基づき混雑処理が実施される。
- 第58回 広域系統整備委員会（2022年1月26日）においては、2026年度における基幹系統の混雑見通しの評価を行った結果が示され、当面（2026年度程度まで）の基幹系統の混雑見通しは、東京エリアの一部系統において混雑が発生する可能性があるものの、全系の予備力確保に与える影響は小さく、また、そのような場合であっても需給ひっ迫時などの非常時における供給力活用は問題ない見込みである。
- そのため、2022年度メインオークション（実需給2026年度）においては、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源について、容量市場に参加できることとしてはどうか。  
※2027年度以降の対応については、今後の基幹系統の混雑見通しを踏まえながら、影響評価や扱いについて整理を行っていく。
- なお、2022年度末頃から適用開始を予定しているローカル系統のノンファーム型接続については、運用等の詳細が検討されていく見込みであり、今後、それらの検討状況を踏まえ別途整理を行う必要がある。

## 4. 今後のスケジュール

### ①意見募集の実施

- 「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」と「容量確保契約約款」の案については、このあと6月に意見募集を実施する。
- 意見募集でいただいたご意見や、制度検討作業部会のとりまとめをもとに、「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」と「容量確保契約約款」の公表を行う。

## 4. 今後のスケジュール

### ②2022年度メインオークションのスケジュール概要

- 2022年度メインオークションに向けて、今後のスケジュールについては、以下を想定している。

- ➡ (本日) : 本検討会での募集要綱案、需要曲線案の提示
- 6月 : 募集要綱案に関する意見募集実施
- 6～10月 : **オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等**
- 7～8月(予定) : **募集要綱の確定・公表**、需要曲線の公表
- 8～10月(予定) : **参加登録** (事業者情報、電源等情報、期待容量) **や応札準備**
- 11月(予定) : **応札期間**
- 1月頃(予定) : 約定結果の公表

- それぞれの日程について確定次第公表を行い、広域機関HPや容量市場かいせつスペシャルサイト、事業者説明会等でも発信を行っていく。

■ 2022年度メインオークションの応札に向けた参加登録等は、以下日程を予定している。



- 今回は3回目のメインオークションとなり、参加に向けた登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札登録の手順について、下記のような留意点に関しても丁寧に事業者へ周知を行っていく。

【周知例】

＜事業者情報＞

- **既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。**登録済の事業者情報について内容確認の上、**必要に応じて修正**してください。

＜電源等情報＞

- **2021年度メインオークション（対象実需給年度:2025年度）に参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を対象実需給年度:2026年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録（※）します。**登録済の電源等情報について内容確認の上、**必要に応じて修正**してください。  
※ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されません

＜期待容量＞

- **全電源で登録が必要**になります。  
（これまでのメインオークションに期待容量を登録した場合でも、**対象実需給年度:2026年度向けの期待容量は新たに登録が必要**となります。）

＜応札＞

- **全電源で登録が必要**になります。  
（これまでのメインオークションに応札容量を登録した場合でも、**対象実需給年度:2026年度向けの応札容量は新たに登録が必要**となります。）